

令和8（2026）年7月31日開催

令和8年度

柏崎市農業委員会 第26期 第2回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第 26 期 第 2 回総会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 31 日（金）
- 2 場 所 市役所 1 階 多目的室
- 3 議 案 議第 1 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について
議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について
議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について
議第 5 号 農地法第 3 条許可申請について
議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について
議第 7 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後 1 時 30 分

須田事務局長

これから第 2 回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いします。

佐藤議長

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

須田事務局長

委員数は 19 人であります。欠席報告なし。遅参報告なし。現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は 24 人です。

佐藤議長

ただ今の事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

それでは、1 番 灰野 善栄委員、18 番 水野 美保委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

佐藤議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地、長崎、地目、畑、面積、195 m²。申請事由、物置敷地及び家庭菜園を目的とした転用計画を取り止めたため。農地区分、第 3 種でございます。

本件につきまして、当初、譲受人が物置敷地及び家庭菜園を目的に譲渡人から申請地を購入するに当たり、農地法第 5 条許可を受けましたが、契約が破談となり、転用計画を取り止めたことから、許可処分の取消を申請するものです。

申請地は所有権移転登記がされておらず、所有者は譲渡人のままとされており、転用が未着手であり農地の状態となっております。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 1 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 1 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地、藤井、外 4 筆、地目、田、面積、858 m²。申請事由、貸資材置場。農地区分、第 2 種でございます。

申請地につきまして、申請人が店舗兼住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、貸資材置場として利用するものです。

申請人は当初、コンビニエンスストアとの併用住宅の建築を目的に農地法第 4 条許可を受け、土地造成を行いました。その後、フランチャイズ本部との契約交渉が不調となったため、出店計画が中止となりました。その後、申請人は、申請地を近隣の電気工事業者に賃貸し、申請地は既に貸資材置場として利用されていることから、今回、申請人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認承認を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 2 ページ上段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 議長との声あり —

No. 18 水野 美保農業委員

土地利用計画図の用悪水路とは、こういったものでしょうか。

大橋係長

登記上の地目の名称でして、一般的な水路を指す言葉です。

佐藤議長

私もよく分からなかったのを調べてみたら、生活排水を流すような水路を一般的に用悪水路というようで、普通の農業用水路とは少し違う水路かなと思います。

No. 18 水野 美保農業委員

農地には入って行かない水路ということで理解してよろしいですか。

大橋係長

直接的にはこの水路を利用する予定はございません。

農業用の用水路か排水路か、その点までは確認が取れておりません。

佐藤議長

よろしいでしょうか。ほかに御意見・御質問はございませんか。

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局に説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地、南条、外 1 筆、地目、田、面積、148 m²。申請事由、農地利用。農地区分、第 2 種でございます。

申請地につきまして、当初計画者が車庫及び物置の建築を予定していましたが、これを変更し、承継者が農地として利用するものです。申請地の現況につきましては、転用が未着手であり、農地の状態となっております。

議第 5 号 農地法第 3 条許可申請 申請番号 5 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 2 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございま

せんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 上田尻、田、257 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 2 田塚二丁目、田、240 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 3 松波四丁目、畑、467 ㎡。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 4 山室、畑、424 ㎡。一般個人住宅。第 2 種でございます。

本件につきまして、譲渡人が所有する申請地及び隣接する宅地において、以前に譲渡人の兄弟が母の住宅を建築し、母の死後も当該住宅の敷地として利用されていることから、今回、譲渡人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 5 谷根、田、187 ㎡。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 6 西山町坂田、畑、102 ㎡。農家住宅敷地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、農業者である譲受人の先代が居宅に隣接する申請地を、本家である譲渡人から 10 年程前に借り受けて砂利を敷き、農機具のメンテナンス等を行う農作業場として整地し、現在も農家住宅の敷地と一体的に利用されていることから、今回、譲受人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。

続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 椎谷、畑、89 ㎡。販売用船小屋。第 2 種でございます。

本件につきまして、漁業者であった譲受人の亡き義父が昭和 25 年頃に申請地に船小屋を

建築したことから、今回、相続人である譲受人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。申請地につきましては、譲受人が取得後、自身が所有する船小屋と併せて地元の漁業者に売却する予定です。

申請番号 8 椎谷、外 1 筆、畑、236 m²。風力発電装置維持管理の為の作業用通路。第 2 種でございます。

本件につきまして、借受人は発電事業を行う法人であり、現在、椎谷地内において風力発電装置の建設を計画しております。当該設備の維持管理には作業用通路の整備が必要となることから、地上権を設定し、申請地を通路の一部として利用する予定です。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第 5 号 農地法第 3 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農地法第 3 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格、の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 中田、畑、6.46 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 2 向陽町、外 1 筆、田、303 m²。自作地の贈与。新規就農。

申請番号 3 中田、田、2,937 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 4 高柳町山中、田、4.79 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 5 南条、畑、外 6 筆、654 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 6 土合、外 7 筆、畑、289.84 m²。自作地の売買。新規就農。

続きまして、議案書 7 ページを御覧ください。

申請番号 7 西山町新保、畑、112 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 8 谷根、畑、710 m²。自作地の売買。新規就農。

審査結果の 4 ページをご覧ください。案件である申請番号 1 から 8 について、地区担当の委員、事務局の渡邊主任、吉田非常勤職員、大橋が現地調査等を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分とすることに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

佐藤議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 8 ページを御覧ください。議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、田、1 筆、914 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県

農林公社を介した所有権移転となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順の後に権利が移転されます。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 9 月 29 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

佐藤議長

続いて、「議第 7 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

議案書 9 ページを御覧ください。議第 7 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について、御説明いたします。

農業一般に関する情報提供の活動強化を図るため、別紙のとおり令和 8（2026）年度の活動計画案を作成いたしました。別紙については、10 ページを御覧ください。

令和 8（2026）年度柏崎市農業委員会情報活動（全国農業新聞普及活動）計画です。

1 情報活動の根拠と、2 情報活動の趣旨については、記載のとおりです。3 令和 7（2025）年度の活動結果は、目標部数 130 部に対して、令和 7 年度末時点で 120 部でした。また、委員一人 1 部以上の購読者獲得という目標については、達成委員は 2 名でした。新規購読もありましたが、それ以上に購読中止の数が多く、購読数は減少が続いています。4

新潟県全体の令和 8（2026）年 12 月の購読部数の目標は、3,600 部です。

議案書 11 ページを御覧ください。

5 柏崎市農業委員会の今年度目標は、年度末の購読部数を 125 部にすることと、委員お一人につき、1 部以上の新規購読申込みを確保することとしています。目標設定に当たっては、一般社団法人新潟県農業会議から、令和 8(2026)年 6 月部数である 120 部を下回らない部数とするように求められております。購読料の値上がりや物価高騰の影響等により、今後も購読中止の増加が予想されることを踏まえ、今年度 6 月及び 7 月の部数 120 部に 5 部を加えた 125 部とさせていただきました。6 普及拡大へ向けての具体的な方法についてです。(1)推進対象者は、幅広い農業者及び農業関係者としており、下線部分は、新潟県農業会議が定めた普及推進要領に合わせて追加した箇所です。(2)普及推進強調月間は、前期が令和 8 年 8 月から 11 月まで、後期が令和 9 年 1 月から 2 月までとなります。(3)活動方法等は、見本紙や普及資材を使った戸別訪問の実施や、購読推進トライアルの活用です。3 ヶ月間無料の試読は口座の登録なしで始められますので、ぜひ利用を勧めていただけたらと思います。また、計画には記載していませんが、活動を行った際は、活動記録簿に忘れずに記入をお願いいたします。

活動を進める中で、購読を希望される方がいらっしゃいましたら、申込書を渡して記入してもらい、その用紙を事務局までお届けくださいますようお願いいたします。3 ヶ月間無料の試読に関しても同様になります。

購読料は、紙新聞が月額 900 円、電子版は月額 700 円になります。

議案書とは別に、本日机上に配付しました全国農業新聞購読者名簿を御覧ください。現時点での新聞購読者の名簿となります。地区別に記載しております。個人情報ですので、取扱いには十分注意願います。御自身の担当地区の購読者を確認いただき、推進活動の際の参考としていただければと思います。

議案書 11 ページに戻りまして、(4)情報活動による活動費についてです。新潟県農業会議から当農業委員会に上限額を 1 万 5 千円とする活動経費が支払われます。この経費により、熱中症対策として塩分チャージタブレットを購入しました。暑い時期の活動となりますので、タブレットや水分補給により熱中症対策を行っていただければと思います。

また、昨年度と同様、新規申込みを勧奨された委員の方には、申込み 1 部につき、全国農業新聞からクオカード 500 円分が進呈されます。普及強調月間中の場合は、1,000 円分になります。

次に、普及資材についてです。お手元に普及資材を入れたトートバックを配付しました。中に入っているクリアファイルの一番上に挟んである全国農業新聞普及資材等の内容に記載したものが今回お配りした資料と物品の一覧になります。クリアファイルの中身についてです。上から委員さん向けのものとして、PR チラシ、情報提供活動の意義と役割のパンフレット。続いて普及推進資料として普及の際に相手の方にお配りいただくパンフレット

や申込書、電子版のチラシなどが一覧表の順番に入っております。今回、電子版全国農業新聞の新規登録方法のマニュアルもクリアファイル内に入れました。委員の皆様には紙新聞を購読いただいておりますが、紙新聞を購読いただいている方は特典として電子版は無料で御利用いただけます。登録方法につきましては、電子版のみ申込まれた方と、紙新聞購読中の方とで分けて記載しましたので、普及資材としてだけでなく、委員の皆様からも御活用いただけたらと思います。なお、紙新聞を購読中の方が新規登録する際、購読者番号を入力する画面が出ます。この購読者番号は、紙新聞帯封に記載されている番号になりますので御確認ください。トートバックの中には他に、全国農業新聞の見本やタオル、ボールペンなど普及資材が入っております。普及活動の際にお配りいただくなど、普及推進資料と共に御活用ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

佐藤議長

本日の議案については以上となります。

事務局からその他事項をお願いします。

須田事務局長

(その他連絡事項)

閉会 午後 2 時 24 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 佐藤 敏

署名委員 灰野 善栄

署名委員 水野 美保

出席状況（総会議席表）

（令和8年7月31日現在）

農 業 委 員					
議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	灰 野 善 栄	出	11	小 柳 直 樹	出
2	平 野 松 夫	出	12	関 矢 光 孝	出
3	内 山 正 和	出	13	阿 部 淳 一	出
4	高 橋 啓 子	出	14	笹 川 宏	出
5	巻 口 夏 美	出	15	前 澤 敏 彦	出
6	月 橋 明日香	出	16	中 村 豊	出
7	山 波 剛	出	17	安 野 検 一	出
8	小 林 廣 喜	出	18	水 野 美 保	出
9	阿 部 茂 晴	出	19	佐 藤 敏	出
10	中 村 美沙恵	出			
出席委員 19 人 欠席委員 0 人 計 19 人					

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員					
議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	竹 内 美 博	出	15	上 杉 英 之	出
2	田 中 正 和	出	16	望 月 鉄 心	出
3	中 澤 直 寛	出	17	武 井 義 明	出
4	中 村 耕一郎	出	18	飯 塚 透	出
5	大 倉 敏 朗	出	19	高 橋 公 人	出
6	品 田 忠 昭	出	20	星 野 邦 夫	出
7	渡 辺 秀 和	出	21	長 井 昭	出
8	尾 崎 健 太	出	22	田 邊 貴 司	出
9	小 林 雅	出	23	澁 江 嘉 輝	出
10	小 山 秀 一	出	24	大 橋 昭 作	出
11	春 日 知 代	欠	25	高橋 達 也	出
12	間 嶋 秀 一	出	26	小 玉 力 也	欠
13	石 黒 芳 和	出	27	月 岡 学	欠
14	長谷川 久 雄	出			
出席委員 24 人 欠席委員 3 人 計 27 人					

農業委員会事務局職員

事務局長 須田 和麿、係長 大橋 大、主任 和田 一美